【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2022年11月9日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)

【会社名】 株式会社イーエムネットジャパン

【英訳名】 eMnet Japan.co.ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 臣一郎

(戸籍上の氏名:安中 臣一郎)

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

【電話番号】 03-6279-4111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO兼管理統括部部長 村井 仁

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目10番1号

【電話番号】 03-6279-4111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO兼管理統括部部長 村井 仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期 第3四半期累計期間	第10期 第3四半期累計期間	第9期
会計期間		自2021年1月1日 至2021年9月30日	自2022年1月1日 至2022年9月30日	自2021年1月1日 至2021年12月31日
売上高	(千円)	7,988,122	1,098,423	10,672,305
経常利益	(千円)	290,407	160,584	436,111
四半期(当期)純利益	(千円)	199,509	108,780	311,011
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	308,725	315,019	308,725
発行済株式総数	(株)	1,912,400	3,857,200	3,824,800
純資産額	(千円)	1,351,205	1,468,059	1,467,132
総資産額	(千円)	3,163,448	2,955,365	3,312,015
1株当たり四半期(当期)純利益 金額	(円)	52.60	28.35	81.82
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	50.96	27.70	79.30
1株当たり配当額	(円)	20.00	15.00	32.00
自己資本比率	(%)	42.5	49.4	44.0

回次		第9期 第3四半期会計期間	第10期 第 3 四半期会計期間
会計期間		自2021年7月1日 至2021年9月30日	自2022年7月1日 至2022年9月30日
1 株当たり四半期純利益金額	(円)	22.52	8.12

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
 - 3. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。
 - 4.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した 事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、オミクロン株による感染再拡大により再実施されておりましたまん延防止等重点措置が3月に全国で解除となりましたが、7月頃より新型コロナウイルスの感染拡大が急速に広まりました。また、世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発するエネルギー価格の高騰、急速な円安の進行など、景気回復への影響に対する懸念が払拭されない状況が続いております。 このような状況下において、当社が属するインターネット広告市場につきましては、2021年には2兆7,052億円(前年比121.3%)と前年に引続き伸長しております(広告費データは、株式会社電通「2021年 日本の広告費」 りました。また、 行など、景気回復

より引用)。 このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りまし た。

た。 なお、第1四半期会計期間より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を 適用しております。また、収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただ し書きに定める経過的な取扱いに従い、前第3四半期累計期間におきましては、新たな会計方針を遡及適用してお りません。これに伴い、当第3四半期累計期間における経営成績に関して、売上高については前年同期と比較した 増減額及び増減率を記載しておりません。詳細につきましては、第4 経理の状況 注記事項(会計方針の変更) に記載しております

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高1,098,423千円、営業利益149,541千円(前年同期比58.3%減)、経常利益160,584千円(前年同期比44.7%減)、四半期純利益108,780千円(前年同期比45.5%減)となりま した。

なお 当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの経営成績の記載を省略 しております。

(2)財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産の残高は、2,955,365千円となり、前事業年度末に比べ356,649千円減少い たしました。これは主に、現金及び預金が348,060千円、受取手形及び売掛金が144,326千円減少した一方で、流動 資産のうちその他に含まれる預け金が103,034千円、投資その他の資産のうちその他に含まれる保険積立金が 19,008千円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債の残高は、1,487,306千円となり、前事業年度末に比べ357,576千円減少い たしました。これは主に買掛金が265,230千円、未払法人税等が94,736千円、未払消費税等が46,600千円減少した 一方で、賞与引当金が40,208千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、1,468,059千円となり、前事業年度末に比べ926千円増加いた しました。これは主に四半期純利益の計上により108,780千円増加した一方で、配当金の支払いにより103,563千円 減少したことによるものであります。

(3)経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について、重要な変更はありません。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	13,600,000	
計	13,600,000	

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現 在発行数(株) (2022年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2022年11月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,857,200	3,857,200	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	3,857,200	3,857,200	-	-

⁽注)当社は東京証券取引所マザーズに上場しておりましたが、令和4年4月4日付の東京証券取引所の市場区分の見直 しに伴い、同日以降の上場金融商品取引所名は、東京証券取引所グロース市場となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年7月1日~ 2022年9月30日(注)	12,400	3,857,200	4,414	315,019	4,414	115,119

⁽注)新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。 【発行済株式】

2022年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,844,000	38,440	完全議決権株式であり、権利内容 に何ら限定のない当社における標 準となる株式であり、単元株式数 は100株です。
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	3,844,800	-	-
総株主の議決権	-	38,440	

【自己株式等】

2022年9月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社イーエム ネットジャパン	東京都新宿区西新宿六丁目10番1号	200	•	200	0.01
計	-	200	-	200	0.01

(注) 2022年8月10日開催の取締役会において自己株式取得に係る事項を決議し、2022年8月15日から2022年9月30日 の期間において、8,800株の自己株式を新たに取得いたしました。

2【役員の状況】 該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年1月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、PWCあらた有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2022年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,570,757	1,222,697
受取手形及び売掛金	1,467,265	1,322,938
その他	29,026	136,061
貸倒引当金	643	562
流動資産合計	3,066,405	2,681,135
固定資産		
有形固定資産	18,687	22,836
無形固定資産	7,159	5,850
投資その他の資産		
繰延税金資産	43,889	42,701
その他	183,651	210,620
貸倒引当金	7,779	7,778
投資その他の資産合計	219,761	245,543
固定資産合計	245,609	274,229
資産合計	3,312,015	2,955,365
負債の部		
流動負債		
金柱買	1,316,798	1,051,567
未払法人税等	94,736	-
未払消費税等	57,223	10,622
賞与引当金	-	40,208
役員賞与引当金	-	3,627
その他	297,532	275,200
流動負債合計	1,766,290	1,381,226
固定負債		
リース債務	1,752	1,252
退職給付引当金	37,328	48,891
役員退職慰労引当金	26,969	43,306
資産除去債務	12,542	12,629
固定負債合計	78,592	106,079
負債合計	1,844,883	1,487,306
純資産の部		
株主資本		
資本金	308,725	315,019
資本剰余金	108,825	115,119
利益剰余金	1,062,013	1,067,229
自己株式	429	18,515
株主資本合計	1,479,133	1,478,851
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,595	17,906
評価・換算差額等	20,595	17,906
新株予約権	8,593	7,113
純資産合計	1,467,132	1,468,059
負債純資産合計	3,312,015	2,955,365
		=,555,566

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	前第 3 四半期累計期間 (自 2021年 1 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2022年 1 月 1 日 至 2022年 9 月30日)
	7,988,122	1,098,423
売上原価	6,844,262	-
売上総利益	1,143,859	1,098,423
販売費及び一般管理費	785,551	948,881
営業利益	358,308	149,541
営業外収益		
受取利息	12	14
助成金収入	1,324	1,181
為替差益	1,059	6,893
契約負債取崩益	1,277	1,584
保険返戻金	1,641	1,671
その他	936	380
営業外収益合計	6,252	11,725
営業外費用		
支払利息	63	31
支払手数料	73,365	180
保険解約損	725	-
雑損失		470
営業外費用合計	74,154	683
経常利益	290,407	160,584
税引前四半期純利益	290,407	160,584
法人税、住民税及び事業税	90,897	51,804
四半期純利益	199,509	108,780

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、運用型広告の売上高は、「収益認識会計基準」等においては、当社が代理人として判断され、広告主から受け取る広告掲載料から、媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、第1四半期会計期間の期首までの累積的影響額はありません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当第3四半期累計期間の売上高及び売上原価は5,480,993千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前四半期純利益及び四半期純利益には影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の 実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。 当第3四半期会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (2022年 9 月30日)
当座貸越限度額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	500,000	500,000

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
 6.075千円	9,835千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)

1.配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年 3 月25日 定時株主総会	普通株式	28,199	15.00	2020年12月31日	2021年3月26日	利益剰余金
2021年 8 月11日 取締役会	普通株式	38,222	20.00	2021年 6 月30日	2021年9月6日	利益剰余金

- (注) 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。
 - 2.基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 . 株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年 3 月24日 定時株主総会	普通株式	45,894	12.00	2021年12月31日	2022年 3 月25日	利益剰余金
2022年 8 月10日 取締役会	普通株式	57,668	15.00	2022年 6 月30日	2022年9月5日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3.株主資本の金額の著しい変動

当社は、2022年8月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式8,800株の取得を行いました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が18,086千円増加し、当第3四半期会計期間末において自己株式が18,515千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 2021年1月1日 至 2021年9月30日) 当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日) 当社は、インターネット広告事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間(自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	<u> </u>
	インターネット広告事業
一時点で移転される財又はサービス	17,168
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,081,255
外部顧客への売上高	1,098,423

(1株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年9月30日)
(1)1株当たり四半期純利益金額	52円60銭	28円35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (千円)	199,509	108,780
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	199,509	108,780
普通株式の期中平均株式数(株)	3,793,049	3,836,858
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	50円96銭	27円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	121,843	90,618
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株	_	_
式で、前事業年度末から重要な変動があったものの	_	_
概要		

(注)当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に 当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2022年8月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ)配当金の総額......57,668千円
- (ロ) 1株当たりの金額......15円00銭
- (八)支払請求の効力発生日及び支払開始日......2022年9月5日
- (注)2022年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月9日

株式会社イーエムネットジャパン 取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 直 幸 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーエムネットジャパンの2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度の第3四半期会計期間(2022年7月1日から2022年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(2022年1月1日から2022年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イーエムネットジャパンの2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを 行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人 の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立してお り、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を 入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から 四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

四半期報告書

・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。